

飼料問題懇談会議事録（未定稿）

平成 15 年 6 月 18 日

農林水産省生産局第 1 会議室

（需給対策室長）

ただ今から、飼料問題懇談会を開催させていただきます。委員の皆様方については御多忙のところ、御出席頂きまして、誠にありがとうございます。開催にあたりまして、畜産部長より御挨拶を申し上げるところでございますが、部長は所要がございまして、遅れてまいります。後ほど御挨拶させていただきます。

次に、委員の異動について御紹介させていただきます。川島委員が退任されまして、新たに手塚委員に御就任頂きましたので、御紹介申し上げます。

（手塚委員）

川島前会長の後任と致しまして、5 月末日に飼料工業会会長を拝命致しました、手塚でございます。安心、安全、経済効率の高い飼料を提供致したいと思っております。工業会一丸となつてがんばりたいと思っております。よろしく御指導のほど、お願い致します。

（需給対策室長）

本日の委員の出欠の状況でございますが、高木委員におかれましては、遅れて御到着との連絡を頂いております。また、大野委員につきましては、秋元様に代理で御出席を頂いております。なお、犬伏委員、岩田委員、生源寺委員の各委員から、本日はやむを得ない事情で出席出来ないとの連絡を頂いております。

それでは、阿部座長、よろしくお願い致します。

（阿部座長）

阿部でございます。本日は進行役を務めさせていただきますので、よろしく御協力をお願い致します。本日は、終わりの時間をおおむね 5 時半ということになっておりますので、御協力をお願いしたいと思います。

それでは、議事に入りたいと思っておりますが、その前にまず本日配布されている資料の確認を事務局からお願い致します。

（需給対策室長）

本日配布しております資料の確認をさせていただきます。右肩に番号を付しております。まず、資料 1 議事次第、資料 2 飼料問題懇談会委員名簿、資料 3 「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律の概要」、資料 4 「畜産経営における自給飼料生産の現状及び経済効果について」、資料 5 「飼料生産に関する主な課題と対応の方向について」、参考 1 として「放牧事例について」の新聞記事、資料 6 「飼料問題懇談会」資料 - 畜産環境関係 -、また、配合飼料供給安定機構から資料 7 - 1、7 - 2、7 - 3、が参考資料として配付されております。最後に、参考 2 として「今後の飼料政策の展開方向に関する実行プログラム」(工程表)の措置状況、参考 3 として「飼料をめぐる情勢」

が配布されております。御確認をお願い致します。以上でございます。

(阿部座長)

ありがとうございます。それでは議事に入らせて頂きますが、4協議事項(1)に書かれてありますように、今日のテーマは、「今後の飼料政策の展開方向に関する実行プログラム(工程表)の措置状況について」ということでございます。確か、3月17日に前回の飼料問題懇談会が開かれておりますが、そこで今後の検討課題を今回の懇談会で回答することとなっております。整理しますと3つのポイントがあると思います。一つは、自給飼料の生産方法、耕種農業の畜産との連携、それに家畜糞尿処理問題も含まれる訳ですが、そういったようなものを踏まえて、日本の畜産の持続性をどのように評価し、改善していくのだろうか。そのようなことについて議論したのですが、それを足がかりとして、飼料の政策、地域連携が進んでいないという基本的な議論があります。それからもう一つは、この工程表についてですが、飼料の専門的なことばかりではなくて、その周辺にある酪農及び肉牛経営ですとか、畜産の経営の問題があります。そういう周辺のことも含めて、日本の畜産というものを評価して、どうすればうまくいくのか、どのような方向に向かっているのかということ踏まえて、飼料そのものを評価し、その周辺事項に目を向けながら問題に取り組むべきではないのかということです。最後の一つは、飼料穀物の備蓄に関してですが、備蓄の放出についての具体的な基準ですとかを議論するためには、しっかりやっておられているワーキンググループの皆様以案を提示いただき、それについて議論をし、それに付随して来るべきそのような問題に対応していくべきであろう、という3つの提案が出され、今回は資料にありますように、それにそった内容の議論ができるようにしたいと事務局から聞いております。それでは、資料について事務局より説明いただいて、その後で皆様に議論をしていただきたいと思いますと考えておりますが、一番最初は飼料課長の方から、その次に大野室長の方から、そして3番目に配合飼料供給安定機構の須田理事長の方から御説明いただきたいと思います。それでは、よろしくお願い致します。

(飼料課長)

資料に沿って説明。

(阿部座長)

ありがとうございました。それでは続いて、畜産環境について大野室長より御説明いただきたいと思います。

(大野室長)

資料に沿って説明。

(阿部座長)

ありがとうございました。次にもう一つ説明事項が残っているところでございますが、畜産部長が到着致しましたので、御挨拶を頂きたいと思っております。

(畜産部長)

畜産部長の松原でございます。先生方には大変足下悪い中、またお忙しい中、今日はおいで頂きまして誠にありがとうございます。また、私も別に用がございまして遅れて参りましたこととお詫び申し上げます。

最近の畜産行政をめぐる情勢ということでございますけれども、御案内のように5月21日にカナダでBSEが発生致しまして、北米大陸初の事例でございます。直ちに我が国と致しましては、カナダからの牛肉、あるいは生きた牛などの輸入をストップすることとし、また、カナダとの牛肉貿易の盛んなアメリカには、BSE対策、あるいはカナダの牛肉流通実態等を調査するために職員も派遣致しました。今現在、カナダにおきましては、1頭の肉牛から生産されました牛の行方を探る、また一緒に飼われていた牛も探しまして、これらについてもBSEが発生していないかどうか調査致しているわけですが、かつてカナダからは日本に生体牛が輸入されていたこともございますし、また、牛肉、肉骨粉の輸入などもございまして、日本とカナダの間には比較的繋がりがあるのではないかとということを中心に、近く調査団をカナダに派遣するというところで、現在準備を進めているところでございます。また、御承知の通り、BSEの国内発生に伴いまして、牛肉を中心に、食の安全・安心ということについて大変な国民の関心の高まりがあったわけでございます。そのようなことを受けまして、食品安全基本法が5月16日に成立をしたところですが、この関連で私共が行っております生産資材の安全性の確保の問題、もちろん飼料安全法の改正も含めて、国会で議論頂いたところでございますが、6月4日に本法律の成立をみまして、牛肉のトレーサビリティシステムの導入、農林水産省の設置法の改正により、消費・安全局という消費者行政とリスク管理を一元的に行う組織を7月より立ち上げる準備を現在進めているところでございます。また、BSE発生直後、牛肉の緊急保管を6企業で行ったわけですが、これに伴いまして、御記憶も新しいかとは存じますが、雪印食品事件、あるいは日本ハム事件、日本食品事件といったことが出てしまったわけございまして、そうした事件の発生した背景なり、今後の行政として業界団体がどのように今般対応していくのかということについて昨年9月から食肉流通問題調査検討委員会を設置致しまして、御議論をして頂いております。本日の午前中に第13回委員会の報告書がとりまとめられております。行政につきましては、リスクコミュニケーション、消費者との対話、そしてマスコミとの十分な繋がりなどが必要だとの御提言を頂きましたし、団体においては、コンプライアンス体制の導入など、食肉、牛肉のトレーサビリティシステムの確立が消費者の安心・信頼を確保するに大変重要であるとの認識も提出を頂いております。さらに、私共としては、畜産関係の中央団体は業界と消費者を繋ぐ大変重要な機関であるということで、その在り方についても今後十分に検討しなければならないと思っております。今後皆様方にいろいろな御知恵を頂きながら広く畜産関係団体についても対応していかなければならないと思っておりますし、その具体的な措置について直ちに着手をしたいと考えております。いずれにしましても、食の安心・安全大綱もとりまとめられましたし、その具体化に向けまして、新たな法制度のもとで努力をして参りたいと思っております。前回、いろいろ御指示を頂きました今後の飼料政策の展開方向に関する実行プログラムの関連で、余談としまして御報告をさせて頂きました。これまでもいろいろな御議論、実際に今後新たな畜産部の体制のもとで実施させて頂くわけでございますが、引き続き御指導、御鞭撻

頂きますようお願いを申し上げ、また、私が遅れて参りましたことを重ねてお詫び申し上げます、御挨拶に代えさせて頂きたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。

(阿部座長)

ありがとうございました。それでは、続いて、飼料穀物備蓄対策検討委員会いわゆるワーキンググループにおいて御検討頂いております備蓄放出について、配合飼料供給安定機構の須田理事長から御説明頂きたいと思っております。

(須田委員)

配合飼料供給安定機構の須田でございます。

前回、備蓄放出基準について御議論頂いたわけですが、たたき台ではございますが、こちらからいくつかの案を御提案させていただきます。

私は、飼料問題懇談会の委員ではございますが、今回は事務局側として御説明申し上げます。

まず、お配りしました資料の確認をさせていただきますが、資料ナンバー7シリーズ、7-1から7-3まで、7-1というのは放出(買入れ)の骨子案でございますが、その別紙1として横長の資料、別紙2として放出の方法についてから案をまとめたもの、7-2として放出(買入れ)基準の素案でございますが、資料7-1を使いまして御説明させていただきます。これには別紙として買入れ措置についての素案が付いてございます。資料7-3は後ほど御説明申し上げますが、とうもろこしの通関価格の表でございます。

では、資料7-1を用いまして御説明申し上げます。1. 放出基準づくりの意義と必要性でございますが、いざ必要だといった場合にいつでも放出できるようにするというのが備蓄の基本でございます。しかしながら、にありますように、なかなか放出に踏み出せない大きな課題が2つありまして、1つは異常に高い簿価でありまして、為替の変動が大きな要因となっております、放出の機会を遠のかせてしまっております。そのため、簿価引き下げを図るための「弾力放出」の枠組みづくりが必要と考えております。もう1点は、弾力放出を含む放出基準の作成でございますが、具体性のある基準を練り上げておく必要があると考えております。この際、新たな弾力放出の枠組みづくりと併せて、放出基準づくりに取り組むべきとの考えもでございます。2. 放出基準づくりに当たって留意すべき重要なポイントでございますが、は当然透明性の高いルールであることが必要であります。公正、公平かつ効果的な運用でございますが、いざ不測の事態が生じた場合には備蓄飼料を飼料生産者に公平、公正に配分されるよう準備しておく必要がございます。そのためには、難しいことではございますが可能な範囲で競争入札を導入することも検討できるものと考えております。備蓄穀物の異常に高い簿価の是正でありまして、放出のやりにくい状況をつくっておりますのが高い簿価でありますし、これを是正するためには、本格放出の基準の基本的な中味も、弾力放出への協力状況を反映させることも必要と考えております。限られた時間内での迅速な対応でございますが、いざ鎌倉という時に迅速な対応をしなければならないことは御承知の通りだと存じます。

2ページに移りまして、3. 放出基準等の検討でございますが、大きく分けて2つございまして、1つが(1)本格放出、2つ目が3ページの(2)弾力放出、この2大柱で御説明申

し上げます。まず、輸入途絶時等の備蓄放出、いわゆる本格放出でございますが、放出決定に至るプロセスについては、放出が必要かどうかを判断する材料を極力整理しておくとともに、異変の兆しが生じたならば直ちに専門家の参集を求め情報収集・分析を重ねていく。さらに、第三者委員会など専門家の意見も極力聞きながら決定する（決定を下すのは政府でございますが）ことが望ましい、ということが想定されると考えられます。そこで、想定される不測の事態の検討ということで、別紙1を御覧下さい。どのようなことが不測の事態として想定されるのかということで、今更ながらではありませんが、輸入飼料穀物の「想定される不測の事態」と備蓄穀物の活用の検討（素案）ということで整理をしてみました。左側の1．輸入障害でございますけれども、時間の関係で細かい説明は省略させていただきますが、想定される不測の事態ということで、過去の例を含めてどんなことが有り得るかについてなるべく幅広く取り上げ、かつ、それぞれにおいての期間を短いものから長いものまでありますが、それに応じてとうもろこしベースの数量として影響度を試算してみました。それから、他の代替手段への振り替えとしてどのようなものがあるのか取り上げてみました。右側のほうには、国ないし機構の対応ということで、まず飼料メーカーの在庫状況把握、全体の情報収集が不可欠でございます。また、いざ備蓄の活用という話なった場合についてですが、短期間のものであればおおむね貸付けで対応し、いよいよ期間が長くなれば、カッコ内書いてありますからのような事態になれば必要かなということをおしなべて、備蓄の放出の判断につながるだろうという検討でございます。2ページは2．禁輸、3．主要生産国の不作、それに関連して4．国際価格の高騰、5．（主に国内での）災害、そして6．その他ということで、事前の想定困難な諸事態、ということになりますが、つい先日のテロですとかSARSのまん延ですとか、これまで想定もしなかったようなことが起きるというのではなくて、そうした諸々の事態も広く視野に入れて、今回、備蓄の放出に係る不測の事態について極力想定しなくてはならないだろうということでございます。特に、備蓄の活用の検討の欄にあります「価格高騰に係る備蓄放出における判断基準」についてシカゴ相場等の著しい高騰や輸入障害により飼料価格が我が国の畜産に耐え難い水準まで高騰した場合、に本格放出、備蓄の活用が最も見込まれるであろうと考えております。その他短期間のものについては貸付けで個別対応することで備蓄を活用していただけるものと考えております。このような不測の事態のリストアップがこれまで機構で行ったことはありませんし、これで十分なものとは思っておりません。備蓄検討委員会等の皆さんの御知恵を借りながら、まだまだ不十分な点はございますけれども、これからもより整備していきたいと考えております。資料7-1の2ページに戻りまして、＜当面考えられる放出決定の判断基準＞として、モノ不足の場合、価格異常高騰の場合、大災害の場合とまとめられまして、なお、放出まで至らない状況では、現実に貸付けを活用をしております。それから、放出の数量についてですが、備蓄数量を60万トンとした場合、20万トンずつ2回、残量20万トンは保留する等が考えられますが、これについては政府がその時の状況に応じて決定するものであると考えております。放出の方法についてですが、これは前回と関連していることございまして、本格放出、売渡しのやり方として3案を提示させていただきます。別紙2「放出（売渡し）の方法について」を御覧下さい。まず案として、随意契約による方式ございまして、モノ不足のような緊急事態であり、予め決められた手順に従って、短期間のうちに一定価格

で対象業者に放出（売渡し）を行うというものでございます。これについてのメリットとしては、備蓄受託者数量に沿って平等な配分が行われ、迅速な運用が可能であることであります。しかし、備蓄穀物を本当に必要とする度合いの強弱放出量にかんみ仕切れないということがデメリットとして考えられます。次に 案でございますが、入札を主体とする方式ですけれども、考え方にもありますように、実行に移すには少々難しい点もございまして、平時から対象者リストの整備ですとか、やり方を磨いておき、意向の聴取等極力用意しておく必要がございます。ただし、備蓄の現行システムの運営等から生じる制約条件付きといたします。メリットとしては、競争原理を貫くべしとの考え方に沿うものでございまして、今年秋のいわゆる輸入自由化状態の時に熾烈な争いになる場合に用いられることと思います。次の3ページ、随意契約と入札を併用する方式、 案でございますが、随意契約が8割、残りを入札で行う、併用型も検討してみました。一番最後のなお書きのところでございますが、上記 ~ 案の何れを取るかについては、我々が固定的に決められることではなくて、いざ不測の事態に陥った時に応じて選択できるようにするとの考え方も有り得ます。選択できるような手法を日頃から研究することは必要ですし、しかしながら不測の事態を予め想定するのはそう容易なことではありませんので、先生方の御意見も伺いながら、いずれにしてもどの方式をとるにせよ、実際にどのような姿になるのかの具体的なイメージ形成や平時からの十分な準備・検討が必要と思われまます。

前のページに戻りまして、 放出対象者についてですが、もちろん備蓄受託者が中心であります。その他の業者についてもいざという時に備えて名簿、リストを整備し、備蓄の配分は必要であります。 放出価格についてですが、これはなかなか難しい点でございますが、もろもろのシカゴ相場等の状況なり、フレート、輸入諸掛等の状況も見て、そして簿価水準も勘案致しまして政府が決定するべきでありますし、競争入札の場合はその結果も反映させて価格の決定をしなければならないと考えております。3ページ目の 放出後の買入れですが、本格放出の後、少なくとも1年以内には放出量の半分程度は買入れるべきだと思います。高値の時期であるならば、その沈静化を待って買入れることとなります。これについては別紙2との関連も出てくるわけではございますが、備蓄放出後の買入れにつきましては、やはり再配置になるだろうと思います。再配置に際しては、備蓄受託の実績、飼料生産の実態、地域バランス、弾力放出への協力状況などを反映させるものと考えております。以上が本格放出についてですが、次に弾力放出について御説明申し上げます。

(2)弾力放出、これは前回からも話をしておりますが、ポイントをまとめさせていただきました。まず、弾力放出は業界サイドにとってはほとんどメリットがあるものではなく難しいことではございますが、簿価引き下げのために是非取り組んで頂きたい措置でございます。したがって、これを推進するには業界こぞって一丸で取り組む一定の目標を設定して、全員協力して取り組ませる枠組みを大きな柱にしてやらざるを得ないのではないかと考えます。そしてそれに任意的に取り組み易くなるよう選択肢の幅を広げていくのも必要でございます。

時間の関係で省略させていただきますが、最後の<一律協力実施型の枠組み試案>でございますが、これは競争入札の導入は難しい、なじまないのではないかと考えます。発動基準としては、通関見合価格プラス諸掛ベース、備蓄の簿価で言いますと31,000円/トン

でございますが、それが27,000円/トン以上となったときではどうかとしております。残念ながらお金があまりないものですから差損の処理が難しくなっておりまして、財源状況からみて現状では3～5万トン程度が限界であります。放出の価格についてですが、これはこの間と同じように通常の原料手当の価格となじむような価格となるように算定するものと考えます。4ページとなりますが、＜任意型の枠組み試案＞と致しまして、これまで27,000円/トンまで弾力放出を発動しないとしてきましたが、それにかかなり近くなった状態でもできるだけ協力して頂けるようにと設定致しました。もろもろ考えまして、24,000円/トンという金額を設定致しましたが、27,000円/トンを超えたら一律協力実施型の発動へと以降致します。また、希望者が多数いた場合には一定条件のもとで入札方式を取ることも検討しております。最後に、放出の価格でございますが、先程の一律協力実施型と同様の考え方で算定される価格を基準とするとしております。一律実施型、任意型を通じて、放出後の買入れについては体系的なルールを設定しようと考えまして、先程の本格放出と同じように別紙「備蓄放出後の買入れ（再買付）措置について」の方にまとめてあります。基本は、弾力放出に協力する者に対して極力配慮し、放出後の期間が長くなれば買入れのチャンスが増大するような仕組みをつくることに柱を置くということでございます。最後に4．備蓄放出基準の見直し、これらの枠組みについては、31,000円/トンの簿価の解消も含まれておりますし、放出基準策定後も、年々フォローアップして見直しを行っていくことが必要だと認識しております。

最後に資料7-3を見て頂きたいのですが、とうもろこしのこれまでの通関価格の推移でありますけれども、1枚目と2枚目では少し氣質が違いますので御注意下さい。まず、2枚目の方から見て頂きますと、昭和40年から61年までのかなり古い時点での時系列でございます。つまり、非常に円が安い頃（200円台くらい）の時代でございます。1枚目の方では、昭和61年7月以降、現在までになっておりまして、為替が150円台に初めて突入したのが61年7月でございます。いろいろな表をつくってみました、やはり物事を判断するには為替が大幅に違うものを一緒にして考えることはできないので、61年7月から現在までの約200か月の通関価格の推移表をつくり、判断基準にしていこうと考えた次第でございます。約200か月（約17年）の通関価格の平均を見てみますと、真ん中の赤い線にありますように約16,000円/トンでございます。これの1シグマ（1標準偏差）約3,000円/トンでございます、上が約19,000円/トン、下が約13,000円/トンというひらきになります。一番数値のひらきが大きいということで2シグマがよく使われまして、これは統計学的に93%がそこにおさまるという理論であります、これで見えていきますと、上が約22,000円/トンとなりまして、先程24,000円/トンと申しましたが、約22,000円/トンに諸掛約2,000円/トンを加えたものになります。現在の通関価格が平均の16,000円/トンくらい（諸掛を加えますと約18,000円/トン）になりますが、これが2シグマの24,000円/トンに達した場合には、弾力放出の枠組みスタートと考えてよろしいかと思っております。それにもう1シグマの数値が約25,000円/トン（諸掛込みで約27,000円/トン）となりまして、これが一律協力実施型弾力放出発動基準となります。改めて整理しますと、今現在のとうもろこし通関価格が16,000円/トンであり、簿価の31,000円/トンと目標と致しまして、本格放出と弾力放出とのあいだが近すぎて諸問題がでないように、判断基準として24,000、27,000、そして31,000円/トンを区切りにするのが妥当ではないかと思

ます。

以上、簡単ではございますが、放出基準についての一応の案ということで御説明申し上げました。いろいろまだ御説明申し上げるべきことがございますけれども、この辺りで終わらせて頂きます。

(阿部座長)

ありがとうございました。それでは、これから皆様に議論をお願い申し上げたいと思いますが、協議内容をもう一度整理しますと、大きく3つに分かれまして、1つは、自給飼料生産の政策評価についてございまして、一つは畜産環境について、それから今の備蓄の放出についてでございます。まず、最初の2つに関しましては、統一性がありますが、備蓄の部分も併せて討議するとなりますと収集がつかなくなってしまう可能性もございます。しかも、御約束した時間が5時半ということで、あと45分程度しかないことも考えまして、この時計で5時5～10分くらいまでで自給飼料生産の政策評価とそれに関連する畜産環境について、その後の15～20分間で備蓄放出についての御討議をお願いしたいと存じます。

それでは、前の2つについて、皆様の御意見・御質問ございましたらお願い致します。

それでは、私のほうから質問させていただきませんが、最初に飼料課長が御説明された自給飼料の生産、そして評価に対する効果についてですが、北海道についてはいいけれども、都府県についてはむしろ進んでない。ということであると、これからの目標としては、北海道で行っているようなメリット、そういったものを都府県に導入して、その前に、一番大変なのは、土地の集積だと思えます。私の知っている例では、借地を8ヶ所くらい持っている酪農家がありましてコスト高になっています。全てとは申しませんが、(自給率が上昇しない)要因の一つであります借地をどのように集積していくのか、そして集積できた後にカッティングロールベラーの導入が可能となるわけですし、そのような地盤が出来て初めて、もろもろの外部化、コントラクターの育成、飼料生産業者の育成など、北海道の技術を都府県に導入できるのではないかと、市町村、地域との包括的な体系として行うべきではないかと考えますが。また、若い世代の農業従事者が増加するような環境をつくって、グリーンツーリズムといったことと関連して、将来、自給飼料の生産が都府県でも拡大するのではないかと考えますが。その政策の実行方法についての御意見を頂きたく、よろしくお願い致します。

(飼料課長)

座長の御指摘のとおりでして、飼料作物に限ったことではないと思えます。そういったことについては着実に実施しているわけではございますが、自給飼料生産の政策評価ですが、水田等と比較すると評価しにくいものではあります。ただ、これは畜産政策というよりは、農村政策、農地政策全体との連携、その辺をきちっとやっていただきたい思っております。包括的、組織としてやっていくのか、非常に重要であります。先程も申しました通り、コントラクターを核として土地の利用調整に始まって、TMRが生産される、先程申しましたような畜産農協による地域モデルでございますけれども、16年度予算に向けて利用拡大できるように、また、TMR調整や堆肥散布までを総合的に行う飼料センターといった組織

の育成を図り、そのように取り組むことによってコストダウンを図っていくといった連携をモデルとして示していきたいなと思っております。畜産政策についても予算の限界があるのは仕方のないことだと思っておりますが、全体を通しての連携が最も必要であると感じております。

(阿部座長)

ありがとうございました。他にございませんか。

(高木委員)

阿部座長と関係することではございますが、少し質問させていただきます。私も農林水産省を退職してずいぶん経ちますが、現役で働いていたときよりも畜産現場を見る機会がおそらく相当多くなりました。畜産経営における自給飼料生産の政策評価ということでございますが、阿部座長もおっしゃいましたとおり、畜産だけの問題ではありません。土地の集積が最も大きな問題ではないかと私も思います。特に畜産の場合は、飼料生産を主として、コスト高であります。先程の8ヶ所の借地を持っている酪農家の話ですが、なんのために飼料作物の生産を拡大しなければならないのかと感じていることと想像します。これは一般の耕種農業にも言える話でして、こういう立場で言えた話ではないのですが、だからこそ申し上げたいと思うわけですが、やはり、連携の掛け声をあげる段階はもうすでに過ぎたのではないかと、これだけ実績が上がらないという状況にきているのであれば、制度的なシステムにもっと切り込んでいかなければいけない、そうしないと現場にどんどん負担をかけることになってしまいます。このことについて、政策当局は意識しているのか、食と農の再生プランがありますが、その中に、農水制度の抜本的改革の検討着手ということが盛り込まれていたと思っておりますが、しかし、未だに着手したという状況が見えてきておりません。今年度の白書を見ても、適切な指摘をしており、このまま行ったら望ましい農業構造は実現不可能だと言っております。また、制度・政策の転換を急がなければならない、緊急の課題だとも言っております。しかし、食と農の再生プランで掲げたこの項目は、一切触れているところはありません。ですから、政策当局として、それだけきっちりとした認識を持ち、必要であるということであれば読みこんでいただきたい。それから、もうひとつは平成16年の春にむけての話ですが、環境問題に関連して教えていただきたいと思っております。公表の中に、この年内に環境管理に対し、大綱を省全体としてまとめるとありました。それを、経済財政諮問会議に提案していくということですが、しかし、これは恐らく有機農業とはどういうものか、また農薬の問題等、内外に非常に問題があることと思っております。それから、環境問題というのは畜産問題だけでは解決できない問題でもあります。環境という問題に対する大綱化への読み込み方、それについてどういう対応策を考えているのか教えていただきたい。確かにこの懇談会は飼料問題に関する話を話し合う場であることは存知あげておりますが、畜産ということに関しては省全体として取り組まなければならない問題でもあります。この懇談会においても、畜産政策を見据え、そのシステムの中にどのように働きかけをおこなっていけるかを考えていかなければならないのではないのでしょうか。

(阿部座長)

ありがとうございました。今お話にありましたように経済財政諮問会議に農水省が、環境保全的な農業を盛り込んでいきたいということですが、その中の畜産部分について説明していただいた上で、今説明されたように当団体として、われわれの条件を入れていただきたいということなんですけども。まず、全体についてご説明いただきたいと思えます。

(畜産部長)

大綱の名称は「環境保全的な農林水産政府の展開に関する大綱」でございます。農林水産省の見解に関する大綱ということございまして、要は農林水産省としまして農林水産業が、重要な産業であることを考え鋭意経済活動を率先して進めていきたい、そういった内容を中心に変わるところは変わると位置付けているところでございます。環境問題の明確化ということと、環境保全問題がもたらす効果の検討ということ、もう一つは環境問題に取り組む上でのインセンティブの検討ということになります。当然ながら、畜産環境問題のしめるウエイトは大きいところですが、特に畜産環境対策というのは、年間を通して取り組んでいかなければならない問題であり、今までの環境概念の方針等については検討していなければ、ならない問題だと思えます。

(阿部座長)

概要等についてはそれでよろしいですか。

(高木委員)

今の段階ではそれでいいかもしれないが、予算面等から言うと、これからは取れないですよ。黙って待ってて予算の配分が来るわけがない。私はそれも政策評価の一貫だろうと、そのやり方を今後、大綱において、政策の評価を考えていくという趣旨はわかりました。けれども、やはり今までの環境は農業を中心に考えられてきた。しかし、そうではないんだと、それを点検するための政策の方向をきちんと考え、政策的に見合った予算を支払う手法にしていくべきである。そう言うことが決まっているのかということなのですが。大々的にこれだけの事を言って従来のものを整理してなくしましたというのはいけないと思う。その中で環境にやっぱり負荷をかける、それから過密する問題に焦点を当てて、積極的にこれを行う。協議するところを協議し、そして、壁になるところをこの機会に取っ払う。全部は取っ払うことはできないけど、取っ払うところを明らかにしていかなければならない。そうでないと畜産が抱えている予算の中で、やってくださいということとなる。それだけで成果をあげられれば問題ないのですが。そういう問題についても、この懇談会において話あっていくべきではないでしょうか。

(阿部座長)

ありがとうございました。飼料問題懇談会の位置付けということにも関係してまいります。

(須田委員)

先ほどから座長からエサのお話があったんですけど、関連してですが、本日の資料は、経済効果等、非常に細かいところまで網羅されております。私の今までの経験からしますと、エサ問題は為替変動に左右されると思います。昭和47,8年の畜産危機を経験したんですが、その時に配合飼料安定供給機構が設立されたわけです。これはこれで非常に有意義なことと思いますが。これはやはり基本的に激減緩和措置だという考え方に基づいていると思います。為替レートの予想は難しいわけですが、しかし、それ以外に飼料穀物の供給が非常にタイトになるというようなことが発表されるとか、将来の人口増加の関係とか、水の問題等、心配なことが多いわけです。一方で、バイオマスで2030年には資源作物として、60万ha位の作付が見込まれている。よくわからないことが多いんですが。基本計画の中で飼料自給率を25%とを35%にする等のことが盛り込まれています。これは日本全体のことを分析し出された数字であると思います。それに基づきいろいろな政策が行われているわけです。私自身も一生懸命やっているつもりですが、数字的にのびていない。今色々話がありましたが、よほど切り替えていかなければならない時期に来ているのではないのでしょうか。もう一度長期的な視点に立って飼料自給率の向上が必要であると言うことを検討していただいて、新しい政策をだしていただくと言うことが、ありがたいと思います。

(青沼委員)

最近、安全・安心とトレーサビリティについて消費者が興味を持っていただいております。もう一つは、酪農は牛乳生産だけではなく、酪農の多面的機能を評価していただく。酪農分野で言いますと、国産の乳製品に関しては信用を失っています。品質の信用を取り戻すだけでなく、酪農そのものの信用なり信頼の回復が求められています。政策の中に安全・安心及びトレーサビリティと言う、消費者の評価を積極的に取り組んでいき、消費者の信用を回復していかなければならないのです。トレーサビリティについて有識者をはじめとした方々の意見を頂いていくことはもちろんですが、その中に、消費者の意見を取り組んでいくことが、行政及び消費者双方に有益な結果をもたらすこととなるはずですが、それは、国がどれだけ畜産の安全・安心にどれだけのことを行っているかも解って頂けるはずですが、最後になります、生産評価を消費者の方々に見て頂いていくこと、参加していただくことを検討していただきたいと思います。

(阿部座長)

ありがとうございます。時間がそろそろ来ましたので、備蓄関係についての検討に、移らせて頂きたいと考えます。

(内藤委員)

資料7に関する質問ですが、この中に3案展示されておりますが、具体的などの案が一番有力なんでしょうか。

(須田委員)

今考えられる範囲では、1案もしくは、3案になるのではないのでしょうか

(内藤委員)

確認的なことなんですが、備蓄に対する検討機関ということですから、それはこの懇談会に報告するということですから、その懇談会の下部組織ということでもいいのでしょうか。もう一つは不測の事態になった時はこれらの案に基づいて対応していくことを確認させていただきたいと思います。懇談会をきちんと理解しておきたいと思いますので、座長のほうで聞いていただくということで、よろしくをお願いします。

(阿部座長)

それについては、まず一点目のワーキンググループはこの懇談会の一つの機関であるという認識でよろしいでしょうか。二点目ですが、工程表にもありますが、不測の事態に備えて、平成15年をブラッシュアップしていくという位置付けでいかがでしょうか。

最後になりますが、資源循環型の畜産ということが今後大綱に盛り込まれ、それに向かって進んでいくことに対しこの懇談会も何かお役に立てれば幸いです。

(飼料課長)

ありがとうございました。事務局と相談し、皆様の貴重な意見を取りまとめてまいりたいと思います

(畜産部長)

長時間に渡り、貴重な御意見をありがとうございます。特に畜産環境整備と、土地利用は実は、一つの問題であるとして認識しております。現在、畜産環境整備に関しては、来年の10月を目途に作業を行っております。畜産の糞尿も、バイオマス資源と考えると大変大きな存在になっていくはずで、畜産を重要な資源として位置づける方向で考えていただく必要があります。これらは、工程表に基づき進めていければと考えます。本日は、非常に重要な意見をありがとうございました。

(阿部座長)

それでは、本日の懇談会を終了とさせていただきます。みなさま、ありがとうございました。